

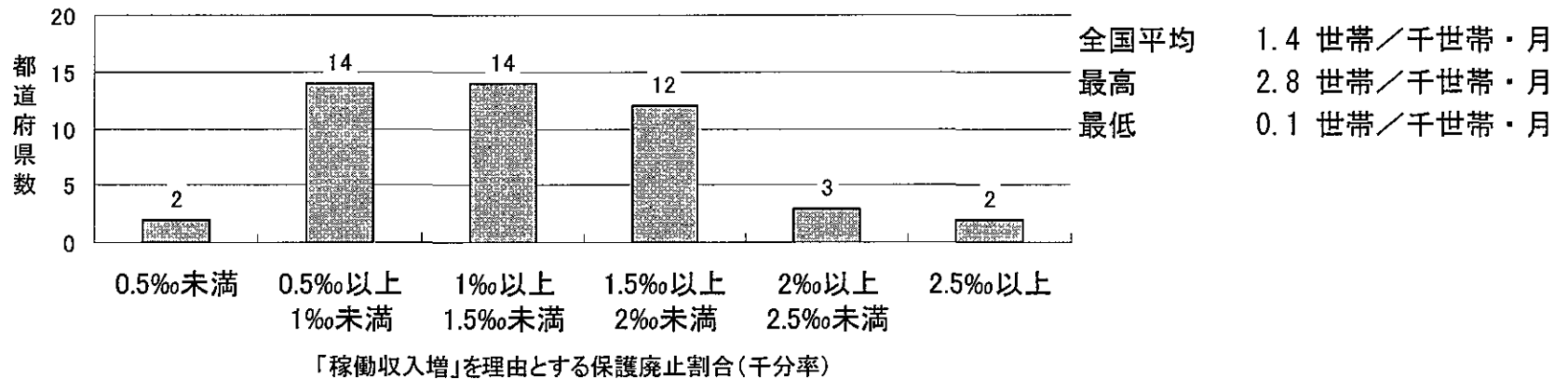
④ 稼働による生活保護廃止の状況

1カ月間に「稼働収入増」を理由として保護を廃止された世帯数は、被保護世帯千世帯当たり全国平均で1.4世帯

1カ月間の「稼働収入増」を理由とする保護廃止世帯数（平成15年9月）／被保護世帯数（平成15年度）の割合

※被保護世帯に占める1カ月間の「稼働収入増」を理由とする保護廃止世帯数の割合を千分率で表記

(7) 都道府県単位の割合の分布状況



(1) 指定都市等の状況

	E	M	K	D	G	H	J	平均	F	B	N	I	L	C	A
「稼働収入増」による 保護廃止割合 (千分率)	3.8	2.6	2.5	2.5	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.3	1.0	1.0	0.8	0.5	0.2
「稼働収入増」による 廃止世帯数	118	16	26	75	11	30	25	41	152	22	5	24	58	12	2
平成15年度 年度平均世帯数	31,286	6,236	10,494	30,317	6,170	17,980	15,439	26,287	99,734	16,563	4,964	24,704	70,210	23,630	10,291

※ 「稼働収入増」による廃止世帯数は、平成15年9月の1カ月当たりの数

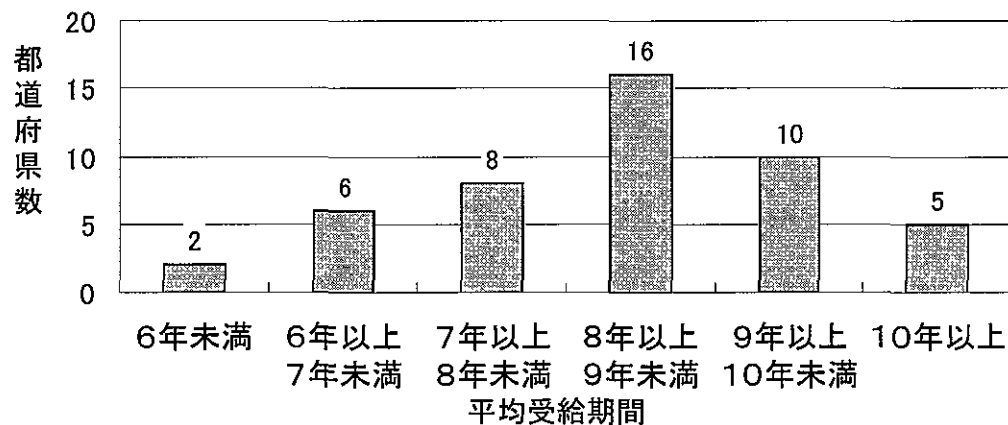
(平成15年度福祉行政報告例)

⑤ 生活保護の受給期間の状況

現に生活保護を受けている世帯の平成16年7月における平均受給期間は、全国平均 7.7年

現に生活保護を受けている世帯の平成16年7月における平均受給期間

(7) 都道府県単位の平均受給期間の分布状況



全国平均 7.7年
 最高 11.0年
 最低 5.8年

(1) 指定都市等の平均受給期間の状況

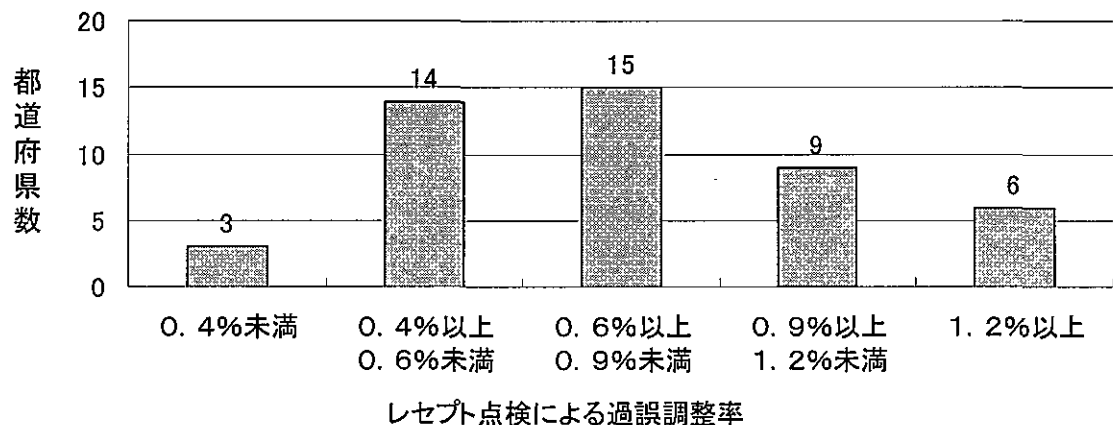
	M	L	H	K	E	J	N	F	平均	G	D	I	B	C	A
平均受給期間(年)	5.4	5.7	5.8	5.9	5.9	6.2	6.4	6.9	6.9	6.9	7.8	7.9	8.5	8.9	12.3

⑥ 医療扶助のレセプト点検の状況

医療扶助のレセプト点検による過誤調整率(※)は、全国平均0.75%

レセプト点検による過誤調整率(平成14年度)

(7) 都道府県単位の過誤調整率の分布状況



※過誤調整率
レセプト点検で発見した医療扶助請求の減額(過誤調整額)を社会保険診療報酬支払基金からの請求額で除した率

全国平均 0.75 %
最高 3.38 %
最低 0.33 %

(4) 指定都市等の過誤調整率の状況

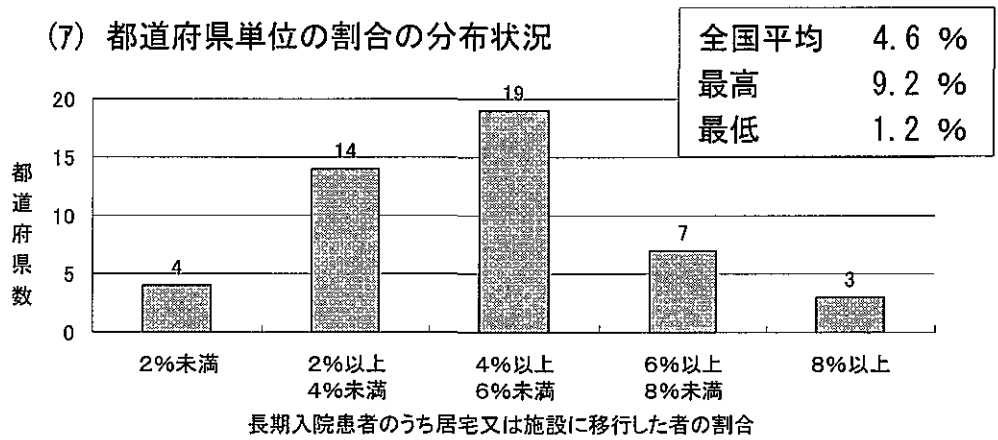
	I	L	F	A	平均	J	K	B	H	M	C	E	D	G	N
過誤調整率	0.88	0.78	0.73	0.69	0.61	0.54	0.54	0.47	0.42	0.38	0.37	0.36	0.32	0.23	0.17

(厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

⑦ 医療扶助に関する長期入院患者の居宅又は施設への移行の状況

実態把握及び退院条件の整備により、長期入院患者のうち居宅又は施設に移行した者の割合（※）は、
全国平均 4.6%

長期入院患者のうち居宅又は施設に移行した者の割合（平成15年度）



※180日以上長期に入院している患者（長期入院患者）のうち居宅又は施設へ移行した者の数を、長期入院患者数で除した割合

- 長期入院患者の居宅又は施設への移行の手続
- 180日を超えて入院している者全員について、嘱託医がレセプト及び医療扶助要否意見書に基づき主治医の意見を聴く必要があるものを分類
 - 現業員が主治医と連絡をとり、入院の継続の必要がないことが明らかなものを確認・調整
 - 2について、現業員が当該患者及び家族を訪問し、実態把握（退院に必要な措置の確認等）した上で、退院阻害要因の解消を図り、実態に即した方法で適切な退院指導

(イ) 指定都市等の割合の状況

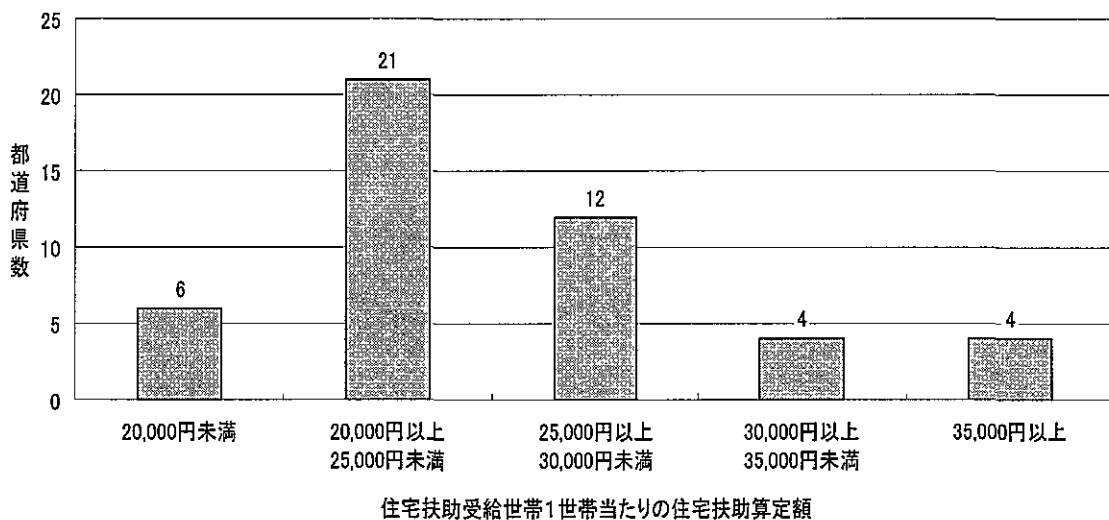
区分	I	M	K	E	D	J	F	平均	B	C	H	G	L	A	N
移行患者割合(%) ④/①	14.0	8.4	8.2	7.3	6.9	6.2	5.4	5.1	4.3	4.2	3.6	2.7	2.0	1.5	0.4
① 入院180日を越えた患者数	938	333	513	1,466	1,640	953	5,593	1,446	1,464	1,009	1,314	226	3,503	1,047	241
② ①のうち主治医と確認・調整を行ったもの	724	301	384	1,163	754	680	2,343	967	1,276	770	469	122	3,503	1,047	6
③ ②の結果医療扶助による入院の必要がないとされたもの	140	36	67	137	207	128	522	154	143	55	171	6	484	52	1
③のうち	居宅保護	56	16	27	43	32	31	100	30	31	27	14	1	33	1
	施設入所	75	12	15	64	81	28	204	44	32	15	33	5	38	15
④ 計	131	28	42	107	113	59	304	74	63	42	47	6	71	16	1

⑧ 住宅扶助の状況

全被保護世帯の住宅扶助算定額の平均は、3万1,677円

被保護世帯の平均住宅扶助算定額（注）（平成16年）

(7) 都道府県単位の平均住宅扶助算定額の分布状況



※平均住宅扶助算定額
住宅扶助として最低生活費に算定している額の総額を住宅扶助を受けている世帯数で除した平均

住宅扶助の仕組み
家賃の額が級地ごとに設定される一般基準額を超える場合は、厚生労働大臣が都道府県・指定都市・中核市ごとに定める特別基準額（例 東京都（1級地）単身世帯：53,700円）の範囲内で、家賃の実費を支給

全国平均 31,677 円
最高 44,437 円
最低 18,149 円

(イ) 指定都市等の平均住宅扶助算定額の状況

	A	H	G	B	I	D	K	C	L	M	平均	F	N	J	E
住宅扶助受給世帯1世帯当たり住宅扶助算定額(円)	23,297	26,744	29,576	30,059	31,818	31,985	32,854	35,144	35,294	36,939	37,342	43,052	43,198	46,215	46,750

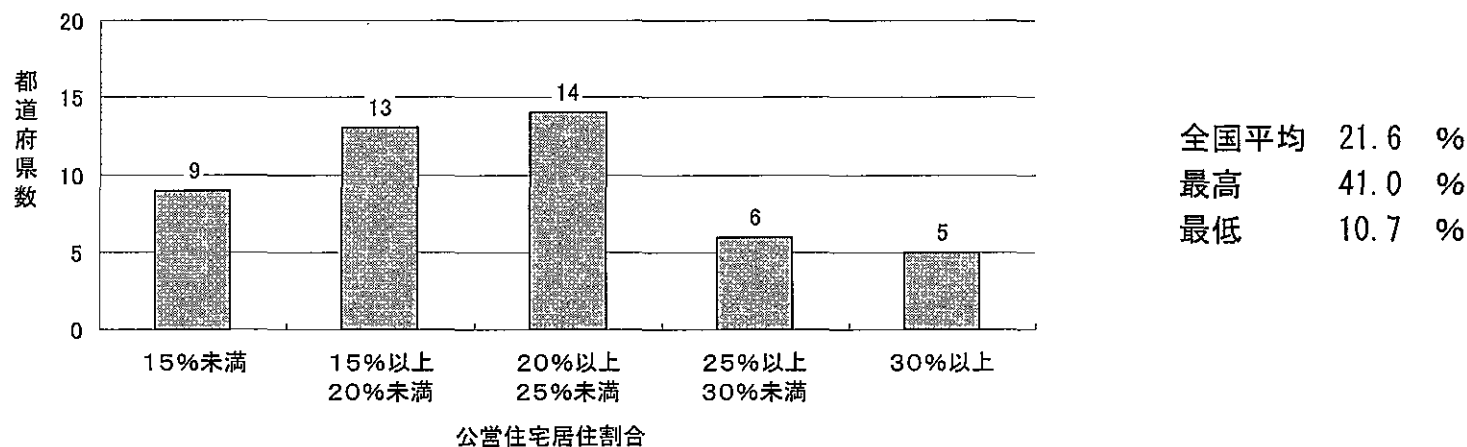
(平成16年被保護者全国一斉調査)

⑨ 住宅扶助と公営住宅の関係

全被保護世帯のうち、公営住宅に居住している世帯は、全国平均 21.6%

全被保護世帯のうち、公営住宅に居住している世帯の割合（平成14年）

(7) 都道府県単位の公営住宅居住割合の分布状況



(イ) 指定都市等の公営住宅居住割合の状況

	I	B	H	A	C	G	K	平均	F	M	E	D	L	J
公営住宅居住割合	53.3	27.7	25.5	24.0	23.8	23.7	21.1	20.8	18.6	18.4	16.1	15.3	13.6	13.6
被保護世帯数	22,250	15,320	14,400	9,780	20,820	5,410	8,850	24,387	89,550	4,990	26,970	27,600	57,770	13,320
公営住宅居住被保護世帯	11,860	4,240	3,670	2,350	4,960	1,280	1,870	5,075	16,620	920	4,340	4,210	7,840	1,810

(平成14年被保護者全国一斉調査)

(3) 会計検査院実地検査指摘、厚生労働省監査指摘等の状況

会計検査院からは、就労収入や年金等の収入の無申告や過少申告等が指摘

① 会計検査院実地検査に基づき国会報告された事例（平成12～16年）

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	合計
検査対象	自治体数	24	24	24	24	24	120
	事業主体（福祉事務所）数	110	130	130	130	112	612
指摘件数	自治体数	8	9	10	8	7	42
	事業主体（福祉事務所）数	9	11	13	12	8	53
	ケース数	38	29	44	21	10	142
指摘件数	就労収入の無申告や過少申告	25	22	31	14	7	99
	各種年金・恩給による収入の無申告や過少収入認定	9	5	7	2	1	24
	就労収入及び各種年金等による収入の無申告	2	1	3	1	-	7
	年金・恩給担保借入金の収入及び借入完済後の年金収入の無申告	2	1	2	2	1	8
	相続した土地の処分による収入の無申告	-	-	-	-	1	1
	社会保険適用中の単独券による医療扶助給付	-	-	1	2	-	3

② 厚生労働省指導監査において指摘した主な実施上の問題点（平成11～15年度）

－監査を実施した福祉事務所数 364事務所－

（厚生労働省監査結果）

- (ア) 病状把握及び就労指導の徹底 252福祉事務所に対して指摘
被保護者の病状を十分把握できていないこと等により、適切な就労指導を行うことができていない
- (イ) 扶養能力調査の適正な実施 247福祉事務所に対して指摘
母子世帯における離婚した前夫や高齢者世帯における子が被保護世帯に援助できるかという扶養可能性が十分調査できていない
- (ウ) 訪問調査活動の適正な実施 246福祉事務所に対して指摘
適切な訪問調査が行われていないことにより、被保護世帯の現状の把握が不十分なため、生活保護費の算定や自立・就労支援の実施が適切に行われていない
- (エ) 組織的運営管理の充実強化 161福祉事務所に対して指摘
処遇が困難な被保護世帯に対するケース診断会議の活用や査察指導員の適切な助言等、組織的な運営管理が不十分

3 福祉事務所における組織的対応

(1) 就労支援員等の活用

被保護世帯が抱える問題の複雑化に対応した専門職（就労支援員等）を配置している地方自治体は、76団体。

← 生活保護費補助金（平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業費補助金）により地方自治体の取組を支援

○ 生活保護費補助金による就労支援員等の配置状況（平成16年度）

	配置している 地方自治体数	配置数
就労支援員数	71	123
自立生活相談員数	6	10
合計	76(※)	133

※京都市において両者を設置

(生活保護費補助金交付実績)

○就労支援員
「職業相談の経験者、キャリアカウンセラー経験者等を就労支援員として雇用し、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問を行う」事業の実施に対して補助金を交付した地方自治体数及びその配置数。

○自立生活相談員
「自治体（福祉事務所）に自立生活相談員を配置し、社会的な自立が困難となっている被保護世帯（母子、元ホームレス）に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導・援助を行うことにより自立阻害要因の解消を支援する」事業の実施に対して補助金を交付した地方自治体数及びその配置数。

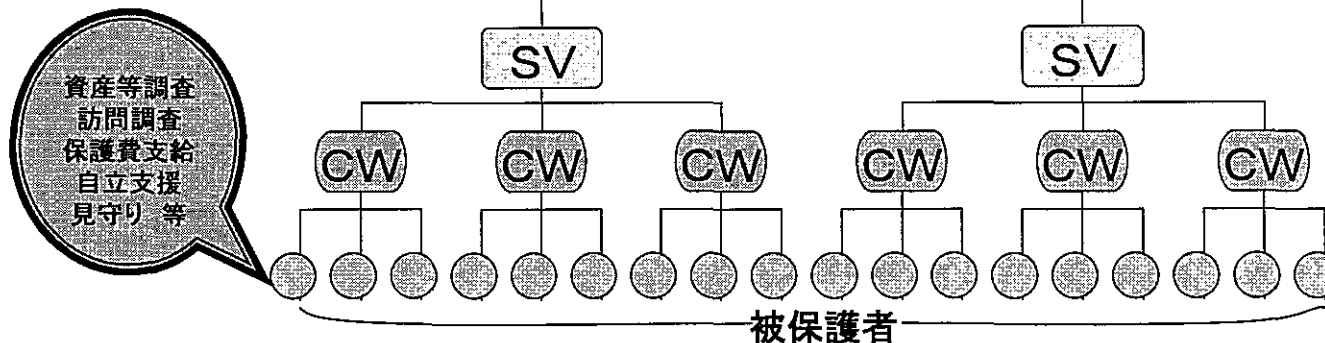
○ 就労支援員の配置の効果（厚生労働省社会・援護局保護課において就労促進事業を実施している地方自治体より聴取）

- a 援助の専門性の確保 : ハローワークや都道府県労働局との連携のもと、豊富な知識及び経験によりの確な就労支援を図ることが可能。
- b 対象者からの信頼確保 : 専門的知識をもつ相談員による指導が継続的に受けられることにより、被保護者等が福祉事務所に信頼感を持ち、指導がより効果的に。
- c 現業員の負担軽減 : 面接・連絡に要する時間及び精神的負担が軽減。
- d 現業員の志気の向上 : 専門的知識をもつ相談員が加わることにより、現業員の志気が向上。
- e 面接相談時の就労支援 : 生活保護の面接相談時の就労支援により、就労が決定するケースも少なくない。

(2) 福祉事務所における組織的対応のイメージ

現在～CWは被保護者に係る全ての事務を個人で担当

※ SV : 査察指導員
CW : 現業員



組織的対応～ハローワーク等関係機関や専門家等を活用した組織的・横断的対応

